

## 協働のいじしゅうぜん事業 参考 Q&A

- 1、市道と準用河川の場所を知りたい。  
A 市道は路線図で確認してください。準用河川は「準用河川の状況」もしくは位置図で確認をお願いします。
- 2、市道と準用河川の草刈または泥上げを個人で行っているが対象となるか。  
A 個人作業ではなく、区の事業で行う共同作業（おてんま）が対象です。
- 3、国、県、市の事業で補助や支援を受けている事業は対象外だが、どのような事業があるか。  
A 中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金（農地・水）事業、市民環境課が行っている春・秋道路清掃等区内一斉清掃事業、河川愛護会活動補助、地域発元気づくり支援事業、輝く地域づくり支援事業等で補助や支援を受けているものは対象外です。
- 4、新しく事業をしなければだめか。例年行っているものは対象外か。  
A 補助や支援を受けていない市道または準用河川の草刈、泥上げで区の共同作業であれば、例年行っているもの及び新しい事業を対象と考えています。
- 5、どのような支援を受けることができるのか。  
A 区で借り上げたビバーやトラック等機械の借り上げ料、燃料各種や除草剤等の支給です。日当、備品購入費、消耗品費、飲食代は対象外です。  
例) ビバー借り上げ料 1 台¥300/時間（燃料費込）、軽トラック 1 台¥500/時間（燃料費込、ただし現場への移動手段として使用の場合は支援対象外）等です。
- 6、事業実施にあたり、区はどのような書類を出せば良いのか。  
A 区から提出いただく書類は、実施前/①実施要望書、②支援額の計算表（レンタル品等の見積書）、実施後/①完了報告書、②支援額の計算表（支給用原材料・レンタル品等の領収書の写し）、③写真（実施前・実施中・実施後の写真、使用した機械・台数が確認できる写真）、④請求書です。
- 7、実施日がまだわからないのだが。  
A 実施日がわからない段階では、予定日を記入してください。またははっきりした段階で道路河川課維持係への連絡をお願いします。
- 8、支援要望数量のその他機械、その他資材とは何か。  
A 実施要望書に記載されている機械や資材以外で要望したいものがあれば、名称、数量、仕様を記入してください。内容については個別に相談させてください。

問い合わせ

飯山市 道路河川課 維持係

0269-67-0737（内線 273）